

## ～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく令和元年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

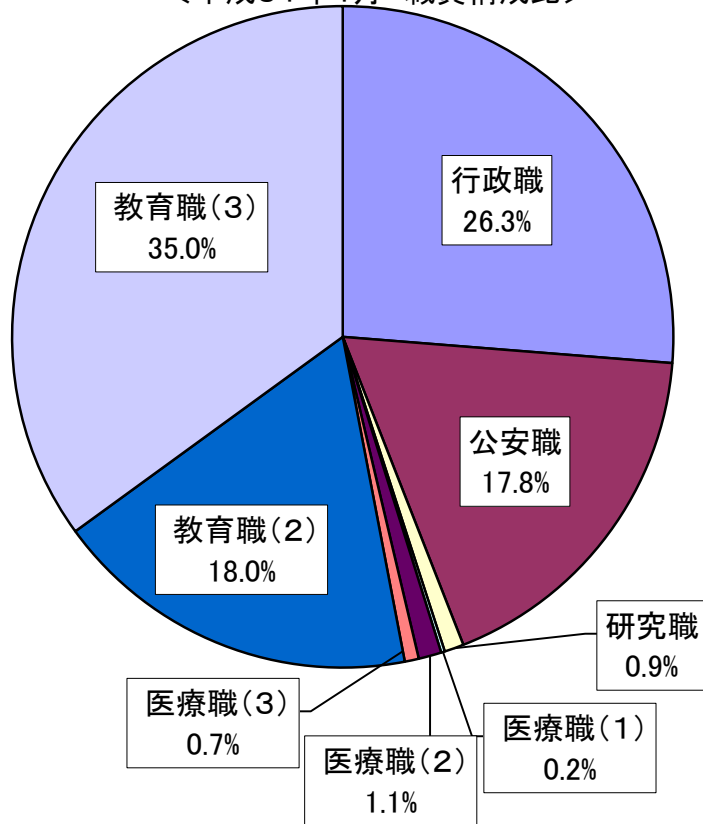
令和元年10月  
熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,164人であり、昨年より126人の減(行政職については、4,508人で昨年より2人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳0月であり、昨年より1月若年化(行政職については、42歳8月で昨年より2月若年化)

<平成31年4月 職員構成比>



項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,508人	4,510人	▲2人	42歳8月	42歳10月	▲2月
公安職	3,054人	3,073人	▲19人	37歳8月	37歳10月	▲2月
研究職	163人	160人	+3人	39歳10月	40歳10月	▲12月
医療職(1)	31人	30人	+1人	48歳7月	48歳5月	+2月
医療職(2)	192人	199人	▲7人	41歳0月	41歳4月	▲4月
医療職(3)	118人	114人	+4人	41歳0月	41歳8月	▲8月
教育職(2)	3,090人	3,141人	▲51人	44歳7月	44歳1月	+6月
教育職(3)	6,008人	6,063人	▲55人	45歳3月	45歳6月	▲3月
合計	17,164人	17,290人	▲126人	43歳0月	43歳1月	▲1月

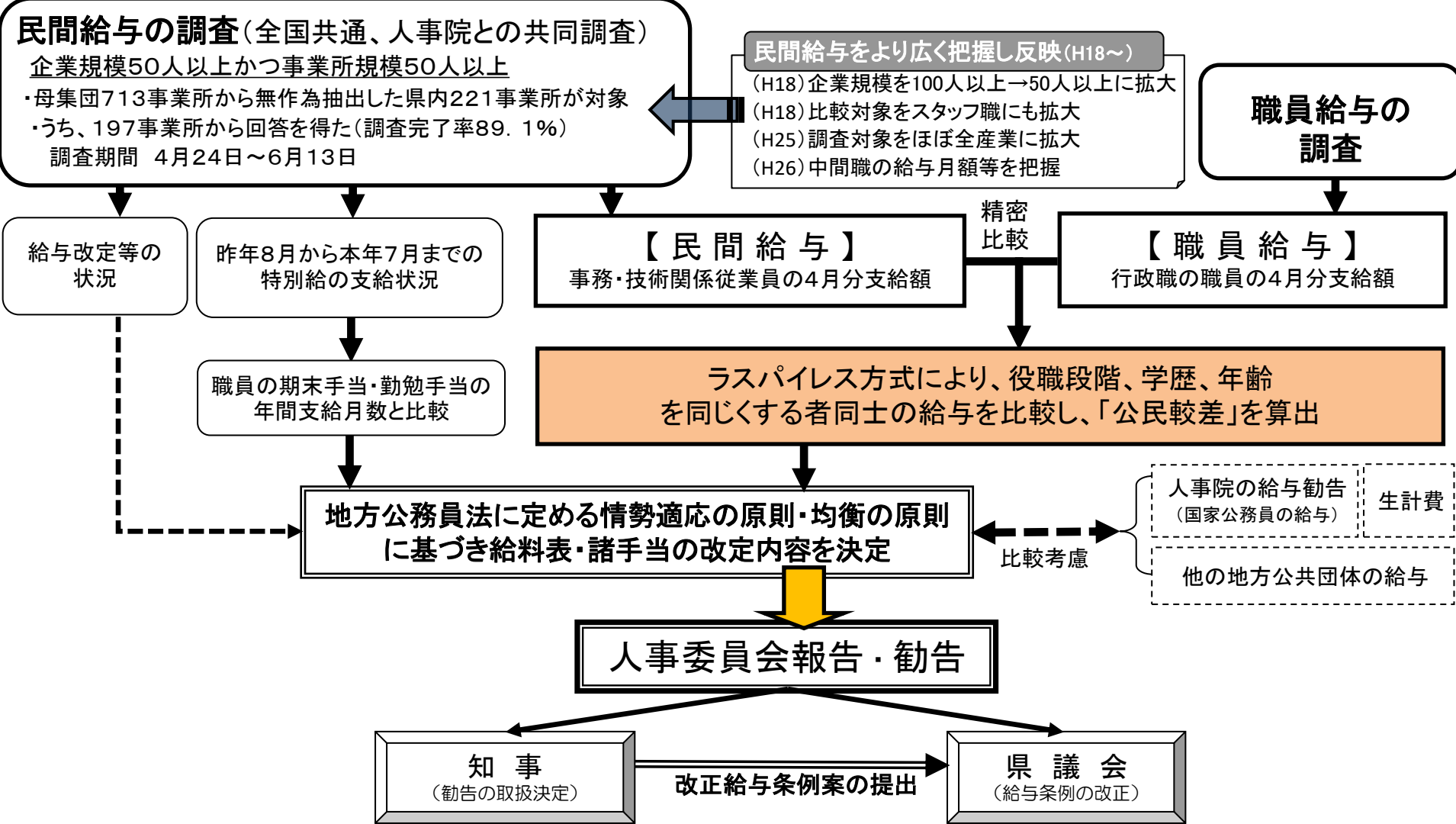
(平成31年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「平成31年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

## 2 人事委員会勧告の手順

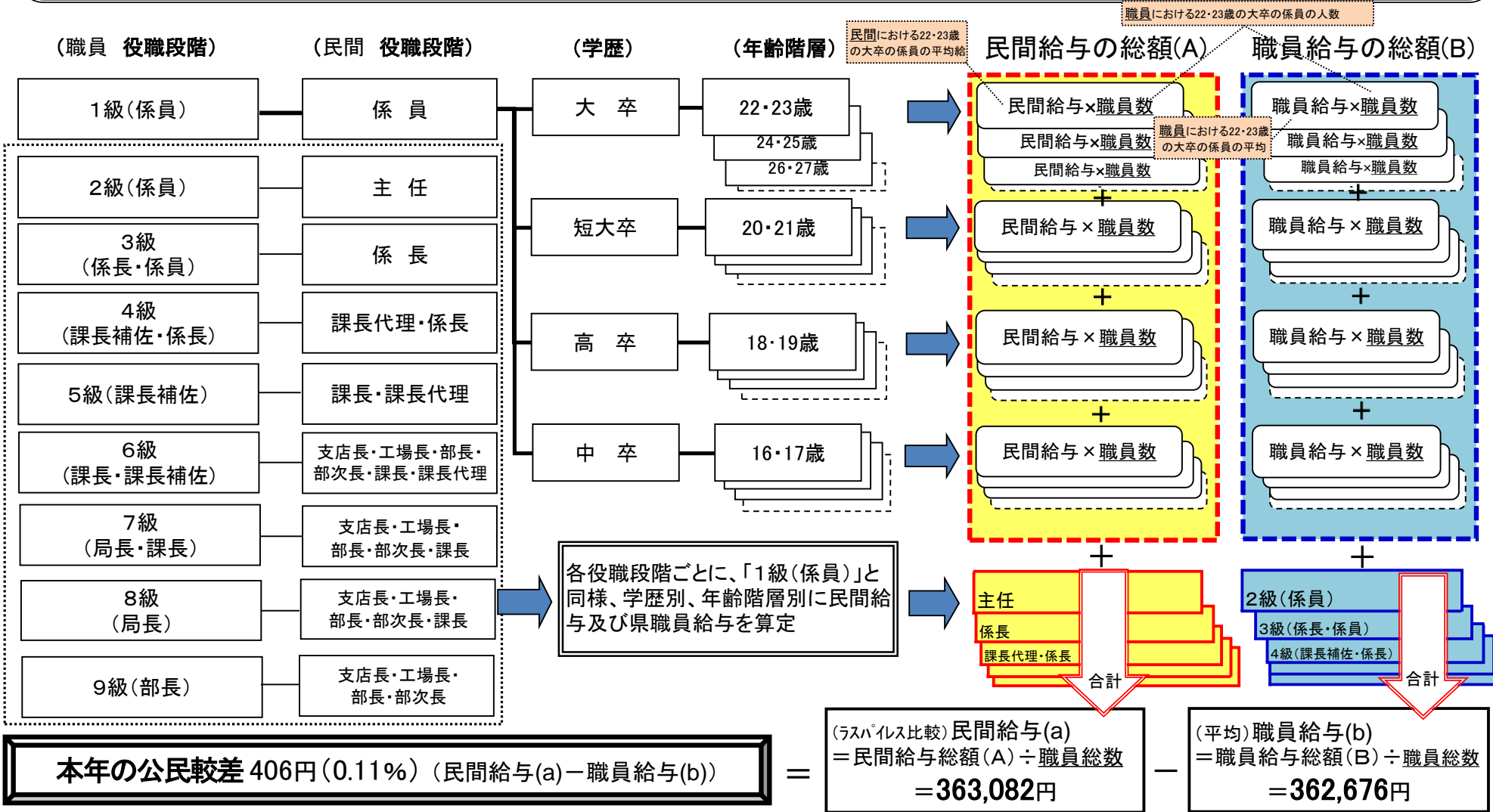
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

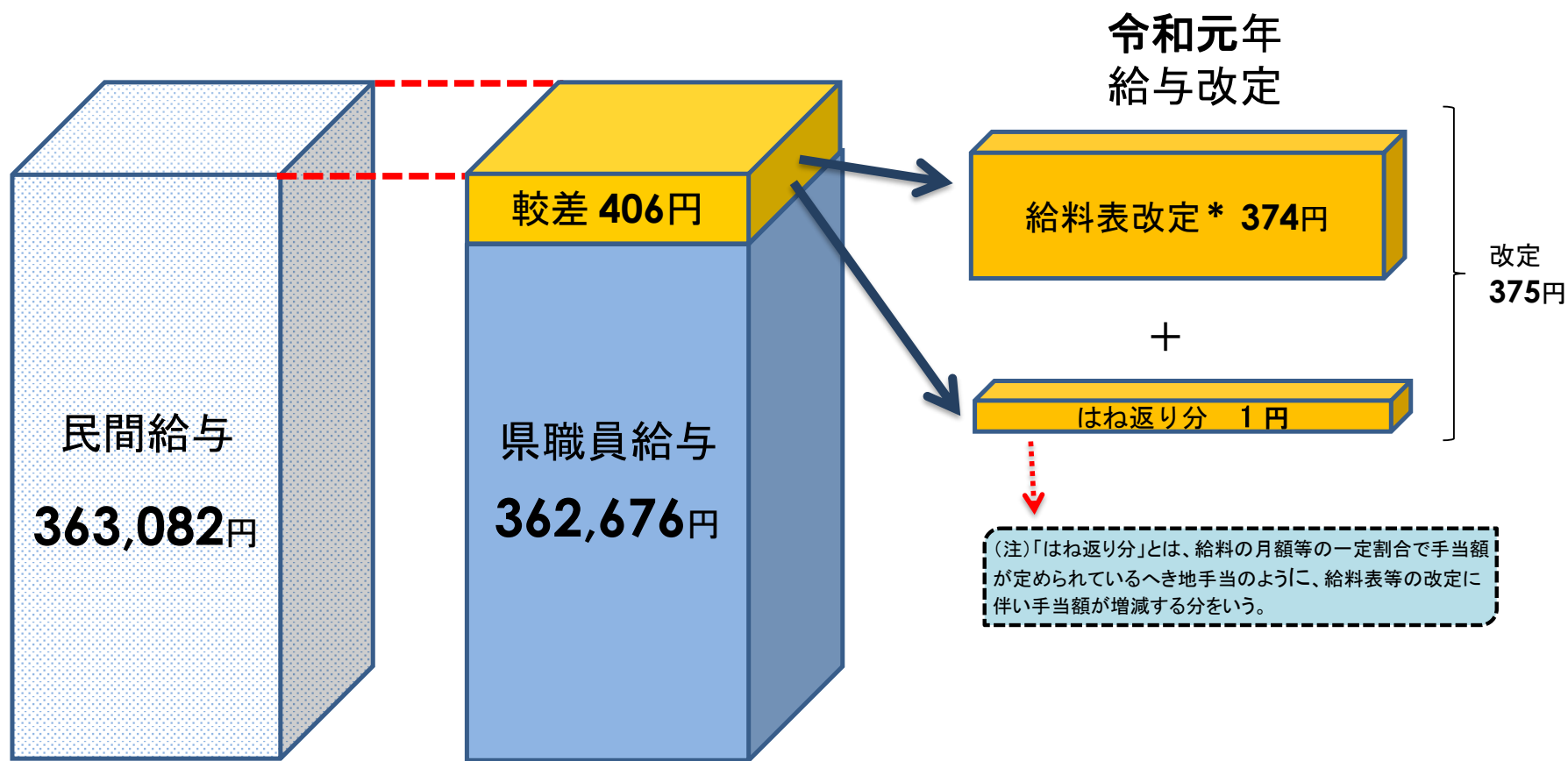
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



## 4 民間給与との較差に基づく令和元年の給与改定

本年の民間給与との較差 406円 (0.11%) を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。



\* 給料表は、高校卒業程度の初任給を1,900円、大学卒業程度の初任給を1,500円引き上げることとし、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給について所要の改定を行う。

## 5 本年の勧告のポイント

### 月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差月額406円(0.11%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- 職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.05月分引上げ
- 住居手当について、支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限をそれぞれ引上げ

#### 1 給料表

- (1) 行政職給料表について、高校卒業程度の初任給を1,900円、大学卒業程度の初任給を1,500円引き上げ、若年層の職員が在職する号給について所要の改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

#### 2 住居手当

- ・人事院勧告に準じ、所要の改定  
手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円→16,000円)  
手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)
- ・ただし、本県における手当受給者への影響を踏まえ、所要の経過措置を講ずる

#### 3 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引上げ 年間4.45月分 → 4.50月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

#### 【実施時期】

- 1:平成31年4月1日から実施
- 2:令和2年4月1日 から実施
- 3:支給月数の引上げについては、令和元年12月期分は令和元年12月1日から、令和2年度以降分については令和2年4月1日から実施

※勧告後の平均給与(行政職 平均年齢43歳2月、平均経験年数21年0月)  
月額363,051円 年間給与 6,047,000円 (勧告前との差 月額:+375円 年間給与:+25,000円)

## 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差	備考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	153,000 円	2,279,000 円	154,900 円	2,315,000 円	36,000 円	新規高卒採用者
	22歳	187,200 円	2,788,000 円	188,700 円	2,820,000 円	32,000 円	新規大卒採用者
	25歳	199,400 円	3,280,000 円	200,900 円	3,315,000 円	35,000 円	
	30歳	232,900 円	3,831,000 円	234,400 円	3,868,000 円	37,000 円	
係 長 級	35歳	273,100 円	4,553,000 円	273,600 円	4,576,000 円	23,000 円	
	40歳	324,300 円	5,479,000 円	324,300 円	5,497,000 円	18,000 円	
課長補佐級	45歳	368,600 円	6,227,000 円	368,600 円	6,248,000 円	21,000 円	
課 長 級	50歳	469,300 円	7,690,000 円	469,300 円	7,714,000 円	24,000 円	
局 長 級	55歳	525,900 円	8,841,000 円	525,900 円	8,870,000 円	29,000 円	
部 長 級	58歳	629,100 円	10,768,000 円	629,100 円	10,804,000 円	36,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。(平成28年の給料表切替えに伴う差額(経過措置額)は考慮していません。)

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

## 7 人事委員会勧告の実施状況

この10年間に於ける県職員の給与は、平成22年から平成25年までは、月例給又は期末手当及び勤勉手当の減額や改定見送りによる年間給与の減少又は据置が続いていましたが、平成26年と平成27年は月例給・期末手当及び勤勉手当ともに引上げとなりました。平成28年は、熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できず、給与改定を見送りました。

本年は、月例給・期末手当及び勤勉手当ともに3年連続の引上げとなります。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成22年 (2010年)	△0.10%	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円※	△1.4%※
平成23年 (2011年)	△0.28%	△0.28%	3.95月	—	△1.7万円※	△0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし <sup>(注1)</sup>	3.95月	—	—	—
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし <sup>(注2)</sup>	3.95月	—	—	—
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし <sup>(注3)</sup>	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.48%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%

(※ 平成22～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注1) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり